

# 近畿社会福祉従事者共済連絡協議会 役職員交流会が開催されました！

近畿社会福祉従事者共済連絡協議会・兵庫県社会福祉協議会主催の「第6回近畿社会福祉従事者共済連絡協議会役職員交流会」が9月6日、神戸元町のラッセホールで開催されました。

交流会は、近畿の共済事業実施団体が一堂に会し、各団体の役員と事務局職員が、制度の運営等について研修を行い、その専門性を高めるもので、各団体が一年交代で幹事となり開催しています。第1回の大阪大会から数えて、今年は6回目の開催となりました。

今年のテーマは『福祉激動時代の人材戦略と福利厚生事業』でした。前半は、質の高い福祉サービスの提供に貢献しうる、優れた人材を確保するために福利厚生事業(退職共済・互助共済)がどのような役割を果たしうるかということについて、株式会社エイデル研究所の清水皓毅(しみずこうき)氏を招き講演をいただきました。

後半は、清水氏と神戸女子大学教授の富永雅和氏の対談で、経営者と従業員の両者にとって納得できる福利厚生事業と

はいかなるものかというテーマで対談が行なわれました。ともに1つの確かな答えが存在するものではありませんでしたが、少なくともこれまで制度が運営されてきた時代と今日では、社会的な背景が大きく異なっており、今、制度を見直す大きな転換期にさしかかっているという点では意見が一致していました。

なお、来年度の役職員交流会は、大阪で開催の予定です。



## 『ひとりごと』

### 新しい“芽”を待とう

今年、台風が多かったことは先月も書いた。地域によっては豪雨被害も大きかったが、異常気象はほかにも信じられない現象をいろいろもたらした。

普段は南紀州までしかいなかった魚やイカが大阪湾で揚がり、漁業関係者を驚かせている。湾内の水温が南の海並みに高くなったのが原因らしい。そう言えば台風多発も南洋の水温上昇のせいだといわれる。

これだけ台風が襲われながら、阪神地区には思ったほど雨が降らなかったのも変だった。日ならずしてその結果が六甲山系に現れた。海側の南斜面の林が枯れたり変色したりしはじめたのだ。南からの強風が吹きつけるコースを通った16、18号の際、海水の塩分も一緒に吹きつけたが、これを洗い流す雨が降らなかったため、

樹木が被害を受けたらしい。紅葉のシーズンを前に六甲の美観が大きく損なわれた。その後、塩害は意外なところにも現れた。なんと甲子園名物のツツガ『被害者』になったという。球場南面の葉っぱが変色しているんだそう。

なんとなく、連覇の夢が消えた阪神タイガースのイメージとダブル。故障の伊良部投手が退団し、“代打の神様”のニックネームを持つ八木内野手引退のニュースも流れた。道頓堀ダイブのバカ騒ぎがないのは結構だが、やはり寂しい秋である。

六甲の山林も、甲子園球場の壁面も、そして阪神タイガースの新生も、すべて来年にかけるしかない。期待を込めて待つことにしよう。(直)

## お知らせ

<今後の事業日程>

事業名	開催日	開催場所
◎第30回施設従事者体育祭	平成16年11月14日(日)	枚方松下電器体育館
◎第9回リフレッシュ事業 リフレッシュプラン IN パリ	①平成16年11月25日(木) 出発 ②平成16年11月26日(金) 出発	フランスパリツアー(6日間)
◎第54回施設従事者激励会	平成16年12月10日(金)	大阪「松竹座」

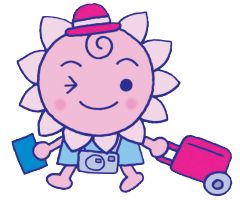
※観劇(なんばグランド花月)招待・補助幹旋の申込は、9月末で締め切らせていただきました。

※第54回施設従事者激励会の参加申込は、次号のこの紙面でご案内いたします。

募集定員を変更しました

今なら間に合いますよ!

# リフレッシュプラン in パリ



先月号でご案内いたしました「リフレッシュプランinパリ」は、現在まで、まだ定員に達していません。

つきましては、募集定数に対してのキャンセル料等も発生しますので、募集定員枠を縮小して、再度ご案内いたします。

ご希望の方は、早めにお申し込み下さい。

- ◎旅行期間: ①平成16年11月25日(木)～11月30日(火)〈6日間〉  
②平成16年11月26日(金)～12月 1日(水)〈6日間〉
- ◎申込締切: 平成16年10月22日(金)
- ◎旅行代金: **110,000円**(会員またはその家族)  
\*平成16年4月1日付けで在会11年以上の方は  
共済会より**50,000円の助成が受けられます。**  
(ただし、すでに助成をうけられた方を除く)
- ◎募集定員: **11月25日発 50人 11月26日発 50人**  
\*定員になりたい締め切らせていただきます。
- ◎申込方法: 希望の方にパンフレットと申込書をお送り致します。



## 一般給付金の請求について

共済会では、下記の事由が生じた場合、各給付金を支給しております。請求に当たっては、所定の請求書に添付書類を添えて速やかに手続きをお取り下さい。なお、請求権は各事由が発生してから1年で、無効となりますのでお気を付け下さい。



種別	給付金	添付書類
結婚祝金	3万円	婚姻届受理証明書等
出産祝金	5万円	出産証明書等 ※出産祝金の支給については戸籍への入籍の事実(出産届の提出)をもって出産とします。
入学祝金	子が小学校に入学したとき 1万円 子が中学校に入学したとき 2万円 子が高等学校に入学したとき 3万円	就学通知書または就学年月日を記した在学証明書等
傷病見舞金	20日以上欠勤したとき 1万円 1か月以上欠勤したとき 1万円(加算) 6か月以上欠勤したとき 4万円(加算)	病気のため継続して欠勤したとき、欠勤証明書及び診断書
災害見舞金	10万円以内	会員の住居が火災・水害・震災などの不可抗力によって損害を受けたときの官公署発行の罹災証明書
死亡弔慰金	会 員 30万円 配 偶 10万円 父 母 3万円 子	死亡診断書および請求者との続柄を証明する証明書 ※死亡弔慰金の支給については戸籍からの除籍の事実(死亡届の届出)をもって死亡とします。

(注) 本人・配偶者がともに共済会会員の場合

結婚、出産、入学の各祝金及び災害見舞金、死亡弔慰金については、本人と配偶者のどちらも請求ができます。